

# 駿河西病院 介護医療院 運営規程

(運営規定設置の主旨及び事業の目的)

第1条 医療法人社団 綾和会が開設する 駿河西病院 介護医療院（以下「事業所」という。）が行う介護医療院事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の、看護・介護職員・理学療法士等・管理栄養士及び介護支援専門員が要介護状態の入院患者に対し、適正な介護療養施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、入院患者の療養型病床群における介護医療院を実施するものとする。

2 事業所は、入院患者が介護療養施設サービスを適切に利用できるよう、入院患者又はその家族の依頼を受けて施設サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいて介護療養施設サービス及び医療の提供確保を行うものとする。

3 入院患者の個人情報の保護は、個人情報の保護に関する法律に基づくガイドラインに則り、当事業所が得た入院患者の個人情報については、当事業所での介護療養施設サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入院患者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業者の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 駿河西病院 介護医療院
- 二 所在地 静岡県焼津市中根新田1315番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（医師）  
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに医療を行う。
- 二 医師 1名以上  
医師は事業所の入所者の健康管理及び医療サービスを行う。
- 三 看護職員 9名以上  
看護職員は、施設サービス計画のもとに介護療養施設サービス又、医師の指示のもとに医療サービスを行う。
- 四 介護職員 10名以上  
介護職員は、施設サービス計画のもとに介護療養施設サービスを行う。
- 五 理学療法士 1名以上

理学療法士は、施設サービス計画のもとに日常生活の自立を助けるための理学療法を行う。

六 作業療法士 1名以上

作業療法士は、施設サービス計画のもとに日常生活の自立を助けるための作業療法を行う。

七 言語聴覚士 1名以上

言語聴覚士は、施設サービス計画のもとに日常生活の自立を助けるための言語療法を行う

八 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

九 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は関連するスタッフと共同し、利用者個々の身体状況に合った食事の提供をするため栄養ケアマネジメントを行う。

十 薬剤師 1名以上

薬剤師は、施設サービス計画のもとに調剤及び薬剤管理業務を行う。又、医師のもとに医療サービスを行う

十一 事務職員 1名以上

事務職員は、適正な施設サービス計画及び給付管理業務のもとに、適正な請求事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 年中無休(365日)
- 二 営業時間 24時間体制

(入院患者の定員)

第6条 入院患者の定員は、次のとおりとする。

定員 50名

(介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 介護医療院サービスの内容は次のとおりとし、介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし利用者負担は介護保険負担割合証に示された割合とする。

- 一 施設サービス計画の作成
  - 二 施設サービス計画のもとに療養上の管理、看護、機能訓練等の医療を提供
- 2 通常の利用料の他、次のサービスを提供した場合、法定外費用として別紙に定める利用料を徴収する。

- 一 食費（食材料費・調理費）及び居住費（居住環境に応じ光熱水費及び室料）
  - 二 理美容代
  - 三 日常生活において通常必要となるものに係る費用
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入院患者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第8条 入院患者が介護医療院サービスの提供を受ける際、次の留意事項を定める。

- 一 入院中は、主治医、看護・介護職員、その他の従業者の指示に従う。
  - 二 飲酒、賭け事、その他療養に支障をきたしたり来したり、他の患者さんの迷惑になるようなことはしない。
  - 三 外出・外泊は必ず主治医の許可を得る。
  - 四 建物や物品は、大切に取扱い損傷しないようにして下さい。万一損傷した場合は事情により実費弁償していただきます。
  - 五 粗野粗暴な行動をつつしみ、お互いにゆずりあって気持ちよく療養生活が送れるよう努力して下さい。
- 2 上記留意事項を守らず病院の運営を妨げるようなことがあった場合は、退院を命ずることがある。

（非常災害対策）

第9条 非常災害対策として、駿河西病院の消防計画を適用し、入院患者の災害時の安全を確保する。

（身体拘束）

第10条 当事業所は、原則として入院患者に対し身体拘束を行なわない。但し、当該入院患者または他の入院患者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行なう場合、当事業所の医師の指示により、その様態及び時間、やむを得なかった理由を記録し、ご家族さま（後見人）の了承のもと、実施する。

（褥瘡対策）

第11条 当事業所は、入院患者に対し良質なサービスを提供する取組みとして、褥瘡が発生しない様、適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策委員会を設置し、その発生を防止するための体制を整備する。

（その他運営についての重要事項）

第12条 事業所は、従業者の質的向上をはかるため研修の機会を次のとおり設けるも

ととし、また業務体制を整備する。

- 一 採用後1ヶ月以内
  - 二 継続研修 年4回
- 
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定める事項の外は介護保険法に則るものとし、運営に関する事項は医療法人社団綾和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

第13条 虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話措置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図るものとする。
- 二 虐待防止のための指針を整備するものとする。
- 三 従業者に対し、虐待防止のための担当者を置くものとする。

(事故発生または再発防止に関する事項)

第14条 事故の発生または再発防止を図るため、以下の措置を講じるものとする。

- 一 事故発生防止のための指針を整備する
- 二 事故が発生した場合に等における報告とその分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。
- 三 事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的実施する。
- 四 事故発生防止の措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

附則

この規程は令和元年6月1日より施行する。

この規程の一部を改訂し、令和5年11月15日から実施する。